

警 察 署 協 議 会 会 議 録

東警察署協議会

開催年月日時	令和7年4月24日 午後4時30分 から 同 日 午後5時50分 まで	
開催場所	東警察署5階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下15名
	警 察 署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官 地域管理官、刑事管理官、交通管理官 総務第一課長、総務第二課長、警備課長
議 事 概 要		
【会長挨拶（要旨）】 ○ 今回から会長という大役をお受けするに当たり、様々なことに関心を持ち始めたところである。 ○ 新しく協議会委員となった方からも忌憚のない御意見・御感想をいただきたい。不明点があれば気軽に質問していただきたいので、よろしくお願いする。 【署長挨拶（要旨）】 ○ 今春の異動で首席監察官から東警察署長の職に就いた。 ○ 平素から警察活動を各般にわたり、ご理解と温かい支援をいただいていることに対してお礼申し上げる。 ○ 警察署協議会は、平成12年の警察改革の中において警察の国民に対する説明責任を果たすという趣旨で誕生し、警察の業務運営において非常に重要なものである。皆様から忌憚のない御意見・質問・要望を頂戴し、東警察署の運営に反映をさせて安全・安心な東区を実現したいと思っているので、よろしくお願いする。 【東警察署幹部による自己紹介】 【東警察署協議会委員による自己紹介】 【情勢説明】 令和7年東警察署治安概況について 1 ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進（生活安全管理官） 2 性暴力・児童虐待への的確な対処（生活安全管理官） 3 街頭活動の強化（地域管理官）		

議 事 概 要

- 4 重要凶悪事件の徹底検挙（刑事管理官）
- 5 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進（刑事管理官）
- 6 飲酒運転・交通事故抑止対策の推進（交通管理官）
- 7 災害・テロ等の脅威への的確な対処（警備課長）

【質疑応答】

- 委員から「大規模災害発生時の代替施設である拠点場所として、今後九大跡地の施設ができることから、利用されてはどうか。」旨の質問があり、警備課長から「多々良川の北部では、九州産業大学と協定を結んでいる。今後、多々良川の南部として九大跡地も検討していきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「ニセ電話詐欺については、報道でも周知されており、民生委員としても見守り活動を行っているところではあるが、件数が減らないのはなぜか。」旨の質問があり、生活安全管理官から「ニセ電話詐欺に関する広報活動をしており、県民には周知されているものの、騙されているのが現実である。今後件数を減らすためには、騙されていることに気付かせていく活動をする必要がある。」旨の回答があった。
- 委員から「制服を着た警察官が交通取締りをすることによって、ドライバーが安全運転を心掛けるようになる。引き続き交通取締りをお願いしたい。」旨の意見があった。
- 委員から「DVの相談を受けた際、具体的にどのような対応をおこなっているのか。」旨の質問があり、生活安全管理官から「DVの相談の場合、事実確認を行い、暴行等の事実があれば加害者は検挙し、被害者には身の安全のために避難をしてもらう。また、夫婦間のDVの際、その面前にお子さんがいれば児童相談所へ通告を行うなどの対応を行っている。」旨の回答があり、刑事管理官から「DV対策のため、刑事部門や生活安全部門が協力して被害拡大をさせないように検挙や避難措置をおこなっている。」旨の回答があった。
- 委員から「飲酒運転の取締りを厳しくすると、件数は減少していくと思う。警察官には厳しい飲酒取締りを期待したい。」旨の意見があった。
- 委員から「今後管内では、来場者が多数見込まれる地域の祭りが開催されるため、警備をお願いしたい。」旨の意見があった。
- 委員から「若者の薬物依存の現状について教えて欲しい。」旨の質問があり、署長から「新型コロナウイルスの影響により、それまで出回っていた覚せい剤の流通ルートがなくなり、国内で覚せい剤を手に入れることが出来なくなった。一方、大麻は種子があれば自分自身で栽培することが可能であり、インターネット上にも栽培方法が掲載されているため、若者の間で広まった。現在は流通ルートが戻ってきて覚せい剤の検挙も増えている。大麻は国外では合法である国もあるため、若者に誤った認識がある。大麻は違法であるとの認識を持ってほしい。」旨の回答があった。
- 委員から「東区において自転車盗難の発生件数が多いのはなぜか。」旨の質問があり、地域管理官から「一般的に居住人口及び就業者人口と刑法犯認知件数

議 事 概 要

は比例するものと考えられている。人口が増加している東区は刑法犯認知件数が増える要因がある。しかし、同様の人口動態である他の警察署と比較しても増加率が著しいことから、件数が増えた理由には、その他の要因もあると考えられるため、今現在検討しているところである。」旨の回答があった。

- 委員から「警察官がパワハラやセクハラを受けた際、どのような相談窓口があるのか。」旨の質問があり、署長から「ハラスメント相談は、部内の窓口として四点ある。一点目は警察本部警務課の通報窓口へのメール・相談である。二点目は各所属にハラスメント担当者を指定して、上司に相談しにくいことでも直接担当者に相談できる制度を構築している。三点目は、警察本部監察官室の部内通報窓口である。四点目は福岡県公安委員会に対する苦情申出制度を利用した相談である。部外の相談窓口として、弁護士を雇っているため、部内に相談できない場合に匿名で相談できる仕組みを作っている。」旨の回答があった。
- 委員から「ゾーン30プラスとは、どのような経緯でできるのか。」旨の質問があり、交通管理官から「ゾーン30プラスにおける速度規制は、警察署が独自の調査をして設置したもの、住民からの要望があって設置したものがある。物理的デバイスは道路管理者と警察が連携して設置しており、速度規制だけでは効果が出ない場合に設置している。」旨の回答があった。
- 委員から「若者が薬物に依存したり、闇バイトに手を染める者もいることから、今後とも、講話を通して若者に正しい知識を教えて欲しい。」旨の意見があった。
- 委員から「外国人が運転している姿を見かけるが、交通ルールを理解せずに運転している様子も見受けられる。外国人の交通事故防止対策はしているのか。」旨の質問があり、警備課長から「日本語学校や技能実習先を回りながら防犯教室という形で信号のルール、横断歩道の渡り方など説明している。」旨の回答があった。委員から「外国人は日本人の運転を真似して運転すると思うので、我々も交通ルールを遵守しなければならない。」旨の意見があった。

【事務連絡】

総務第二課長より、次回の警察署協議会は令和7年7月に開催予定である旨の説明があった。

【閉会】

総務第二課長から終了挨拶があった後、閉会した。